

# 地方創生推進交付金等について

---

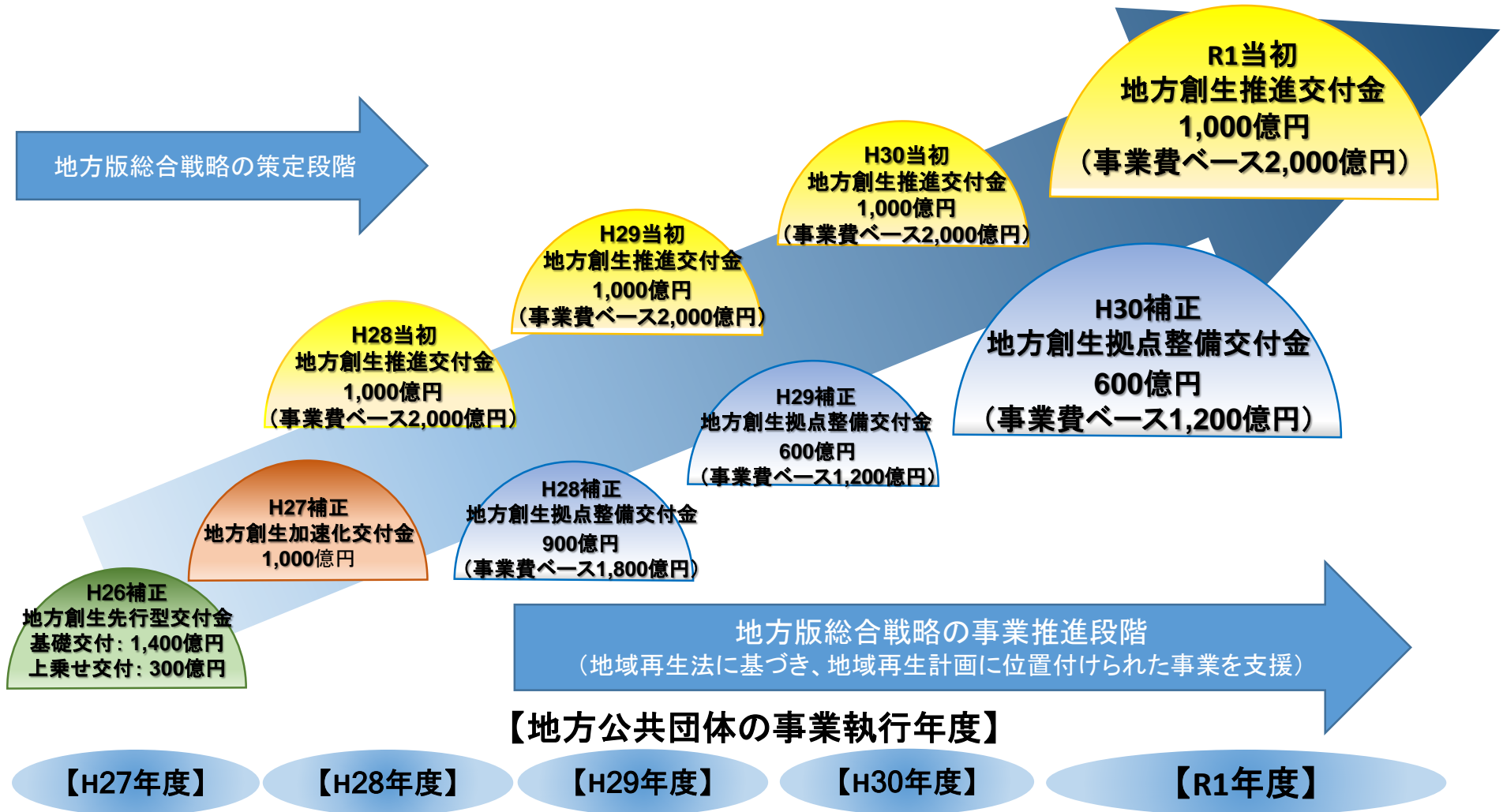
2019年7月2日

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府 地方創生推進事務局

# 地方創生関係交付金の概要(イメージ)

- 自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援
- KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



# 地域再生制度の概要

## 主な支援措置メニュー

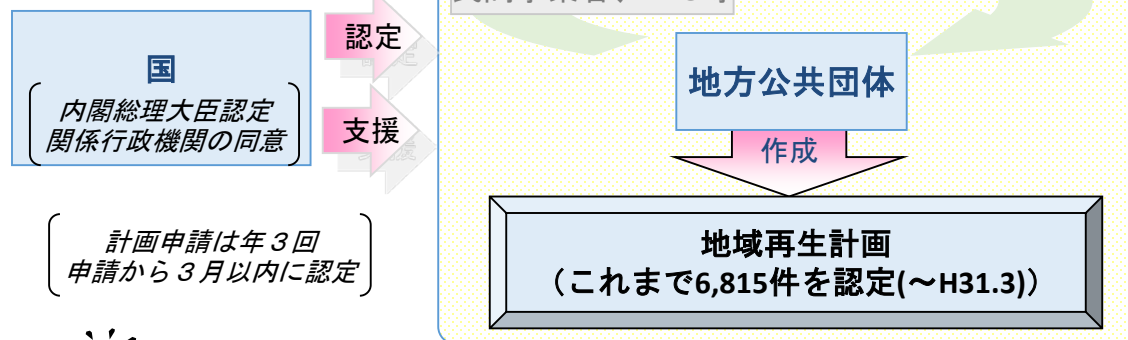
### ■ 地域再生法に基づく支援措置 (※印はH30年改正で創設・拡充)

- ① 地方創生推進交付金
- ② 地方創生整備推進交付金(道・汚水処理施設・港)
- ③ 企業版ふるさと納税
- ④ 地域再生支援利子補給金
- ⑤ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等※  
(地方活力向上地域等特定業務施設整備計画)
- ⑥ エリアマネジメント活動に係る負担金の徴収・交付  
(地域再生エリアマネジメント負担金制度)※
- ⑦ 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等※
- ⑧ 「小さな拠点」形成に係る手続・課税の特例※  
(地域再生土地利用計画)
- ⑨ 「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」形成に係る手続の特例
- ⑩ 農林水産業振興・6次産業化の施設整備に係る農地  
転用許可の特例(地域農林水産業振興施設整備計画)
- ⑪ 特定政策課題の解決に資する地方債の特例
- ⑫ 補助金等交付財産の目的外使用に係る承認の特例

## ○ 地域再生法 (平成17年法律第24号)

- 地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「就業の機会の創出」「経済基盤の強化」「生活環境の整備」が3本柱
- 地域再生法は、各府省横断的・総合的な施策を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、地域再生基本方針(閣議決定)への適合を確認

## ○ 地域再生計画の認定プロセス



- 平成17年の法制定以降、7度の法改正(H19,20,24,26,27,28,30)により、支援措置メニューを充実
- 特に、平成26年からの地方創生の流れに呼応し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「地域再生法」の2法が両輪となって地方創生を推進

# 地域再生法の一部を改正する法律(平成28年4月20日施行)の概要

1. 地方創生推進交付金：地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものを支援
2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)：地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附について、税制優遇措置を創設
3. 「生涯活躍のまち」制度：中高年齢者が移り住み、健康でアクティブな生活を送りつつ、継続的なケアを受けられる「生涯活躍のまち」の制度化

## 1. 地方創生推進交付金

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、「まち・ひと・しごと創生交付金」(地方創生推進交付金)を交付することができる。

### 地域再生法の改正：地域再生計画の作成・交付金の交付

#### ○ 地域再生計画の作成【第5条第4項第1号】

※ 複数年度(5か年度以内)にわたる計画も対象とすることにより、地方公共団体が安定的・継続的に事業に取り組めるようにする。

#### 計画の作成主体

総合戦略を策定した地方公共団体

#### 計画の対象事業

【第1号イ関係】地方創生事業全般(雇用の創出、移住・定住の促進、結婚・出産・子育て支援、まちづくり等)

- ・総合戦略に位置付けられた事業のうち、KPI(重要業績評価指標)の設定、PDCAの整備により効率的かつ効果的に実施される事業であって、先導的なもの
- ・ソフト事業を中心とし、それと一体となって行うハード事業も対象

〔第1号ロ関係〕道、污水处理施設、港の整備

- ・総合戦略に位置付けられた事業であって、各事業分野ごとに2種類以上の事業を総合的に行うもの
- ・継続事業については、附則に経過規定を置き、配慮

#### ○ 交付金の交付【第13条】

当該事業に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができる。

### 交付対象となる“先導的”な事業について

#### ○ “先導的”な事業(=地方創生の深化に向けた、以下のような事業をいう)

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携等による先駆的な事業
- ・先駆的・優良事例の横展開を図る事業
- ・既存事業の隘路を発見し、打開する事業

## 2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に寄附を行った企業について、課税の特例措置を講ずる。

### 地域再生法の改正：地域再生計画の作成・課税の特例

#### ○ 地域再生計画の作成【第5条第4項第2号】

#### 計画の作成主体

- ・総合戦略を策定した都道府県、市区町村  
(ただし、不交付団体である都道府県、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体の市区町村を除く。)

#### 計画の対象事業

- ・総合戦略に位置付けられた事業であって、地方公共団体が企業から寄附を受けて行う事業
- ・KPI(重要業績評価指標)の設定、PDCAの整備により効率的かつ効果的に実施される事業

#### ○ 課税の特例の適用【第13条の2】

当該事業に対して企業が寄附をしたときは、当該企業の法人住民税、法人税、法人事業税について、課税の特例の適用がある。

※ 対象となる寄附の要件(内閣府令等で規定)

- ・寄附額の下限は10万円
- ・本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
- ・寄附の代償として経済的利益を伴わないものであること

### 税制優遇措置の内容(地方税法、租税特別措置法の改正)

#### ○ 税負担軽減のインセンティブを2倍に拡大して、企業の寄附を促進

- ・寄附額の3割に相当する額を税額控除(創設)  
→ 現行の損金算入による軽減効果(約3割)とあわせて、寄附額の約6割を負担軽減

(税額控除の具体的方法)

- 〔法人住民税で寄附額の2割を控除(法人住民税所得割額の20%が上限)
- 〔法人住民税の控除額が2割に達しない分を、法人税で控除  
(寄附額の1割、法人税額の5%が上限)
- 〔法人事業税で寄附額の1割を控除(法人事業税額の20%が上限)

## II. 第2期に向けての基本的な考え方

### 2. 検証を踏まえた検討の方向性

#### (4) 情報支援・人材支援・財政支援(「地方創生版・三本の矢」)

各地方公共団体における自主的・主体的な地方創生の充実・強化を図るため、引き続き、情報支援・人材支援・財政支援の「地方創生版・三本の矢」で地方公共団体を強力に支援する。

(略)

さらに、地方創生関係交付金については、第2期「総合戦略」を強力に推進するため、これまでの活用実績の効果検証を行うとともに、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」における議論や地方公共団体の意見等を踏まえつつ、必要な見直しを行う。あわせて、意欲はあるがこれからの取組が期待される地方公共団体に対し、優良事例の横展開やアウトリーチ支援の充実を図る。

## VI. 地方創生に向けた多様な支援(「地方創生版・三本の矢」)

今後、各地方公共団体において策定される「地方版総合戦略」に基づく自主的・主体的な取組を支援し、地方創生の充実・強化を図るため、引き続き、以下のとおり、情報支援・人材支援・財政支援の「地方創生版・三本の矢」で地方公共団体を強力に支援する。

(略)

### 3. 財政支援

#### (1) 地方創生関係交付金

地方創生推進交付金については、引き続き、地域再生法に基づく法定交付金として、地方公共団体の複数年度にわたる取組を安定的かつ継続的に支援する枠組を維持する。また、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に合わせ、具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を積極的に推進する。加えて、第2期「総合戦略」を強力に推進するため、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」における議論や地方公共団体の意見、第1期の効果検証等を踏まえつつ、必要な見直しを行う。

# 1. 地方創生推進交付金について

---



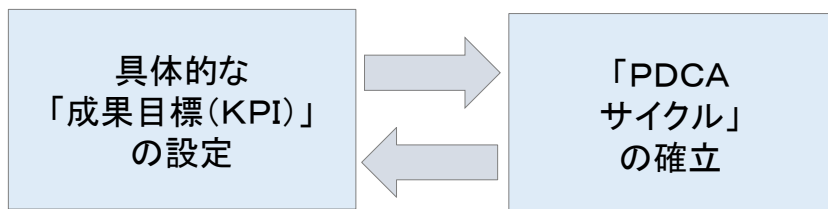
# 地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

令和元年度予算額 1,000億円（平成30年度予算額 1,000億円）

## 事業概要・目的

○地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

## 事業イメージ・具体例

### 【対象事業】

- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
  - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
  - 例) しごと創生（地域経済牽引事業等）、観光振興（DMO等）、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ②わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
  - ・東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
  - 例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

### 【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

## 令和元年度からの主な運用改善

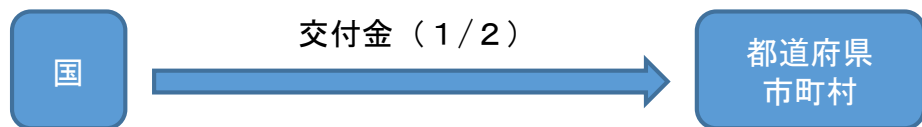
### ①交付上限額（事業費ベース）及び新規事業の申請上限件数の見直し

	交付上限額	申請上限件数
都道府県	先駆 6.0億円【現行どおり】 横展開2.0億円【現行どおり】	原則9事業以内【現行：7事業】 （うち広域連携：3事業）【現行：2事業】
市区町村	先駆 4.0億円【現行どおり】 横展開1.4億円【現行どおり】 ※中枢中核都市 先駆 5.0億円【新設】 横展開1.7億円【新設】	原則5事業以内【現行：4事業】 （うち広域連携：1事業）【現行どおり】 ※中枢中核都市 原則7事業以内【新設】 （うち広域連携：2事業）【新設】

### ②企業版ふるさと納税の併用

・地方負担分への充当を可能とするほか、併用のインセンティブを付与。6

## 資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

## <先駆タイプ>

- ・ 事業期間：5か年度以内
- ・ 交付上限額(事業費<sup>〆</sup>-<sup>入</sup>)：都道府県6億円、中枢中核都市5億円、市区町村4億円

### (申請要件1)

- ・ ふさわしい具体的な**KPI（重要業績評価指標）**を設定し、**PDCAサイクルを整備**する（効果検証と事業見直しの結果の公表を含む）。

### (申請要件2)

- ・ 事業内容や手法等について、**①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携の4つの要素**が全て含まれる。

## <横展開タイプ>

- ・ 事業期間：3か年度以内
- ・ 交付上限額(事業費<sup>〆</sup>-<sup>入</sup>)：都道府県2億円、中枢中核都市1.7億円、市区町村1.4億円

### (申請要件1)

- ・ ふさわしい具体的な**KPI（重要業績評価指標）**を設定し、**PDCAサイクルを整備**する（効果検証と事業見直しの結果の公表を含む）。

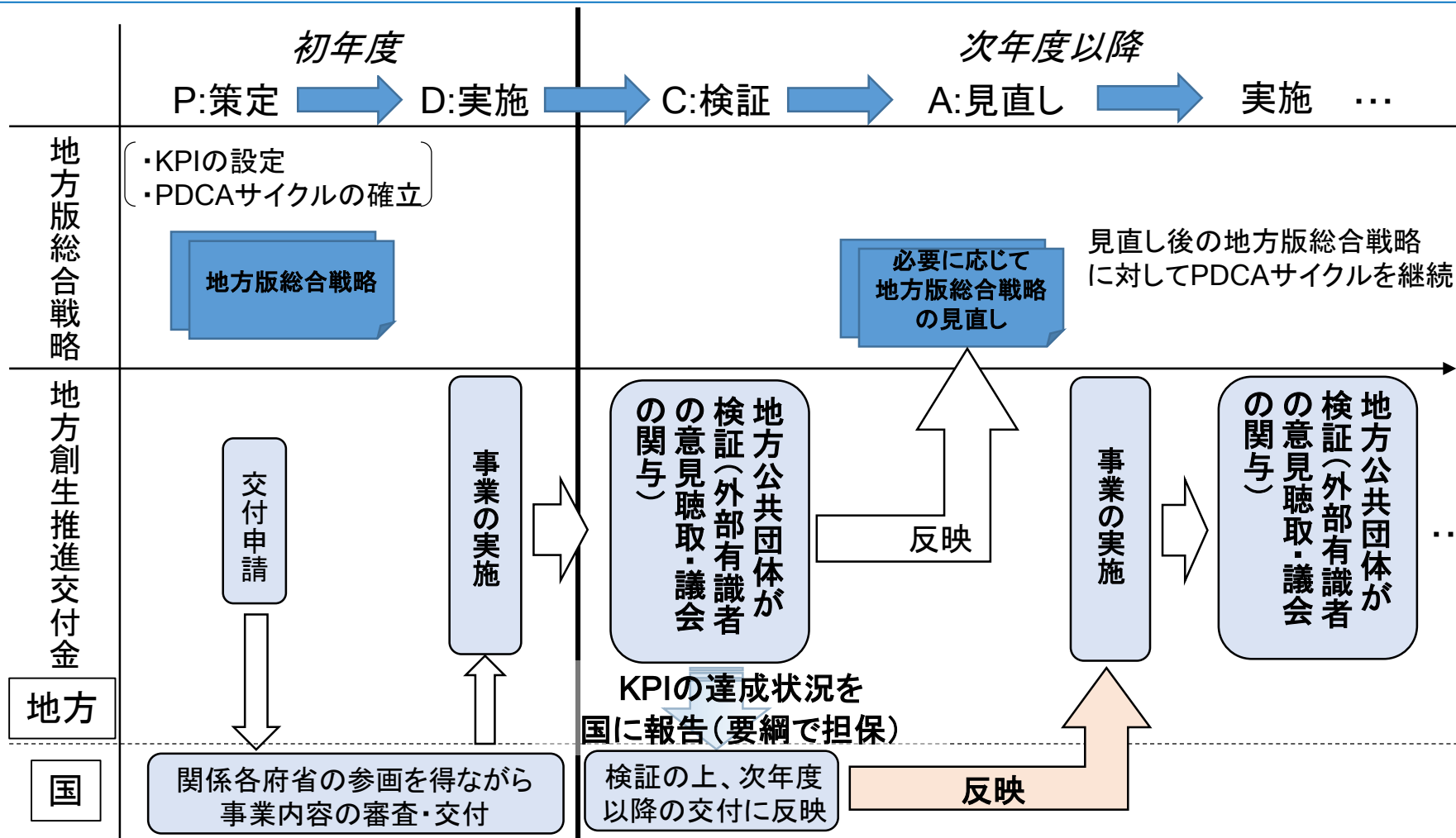
### (申請要件2)

- ・ 事業内容や手法等について、**①自立性に加え、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携の3つの連携要素のうち少なくとも2つの要素**が含まれる。



# 地方創生推進交付金におけるPDCAサイクルの基本的な考え方

- 地方創生推進交付金においては、PDCAサイクルを通じて、地方公共団体が自主的に設定したKPIに基づく客観的な効果検証を実施。
- 地方創生推進交付金のKPIの達成状況については、国においても地方公共団体より報告を受け、検証を行った上で、次年度以降の交付金の交付に反映。



# 地方創生推進交付金の事業実施ガイドラインの概要

## ガイドラインのねらい

地方公共団体に向けた、①今後の新事業の企画・立案や、②実施中の事業の効果検証・改善などの参考資料

## 交付金事業のねらい

ガイドラインURL(平成31年4月15日公表)

[https://www.chisou.go.jp/sousei/pdf/h310415suisin\\_guideline.pdf](https://www.chisou.go.jp/sousei/pdf/h310415suisin_guideline.pdf)

### 自立性

- 将来的に本交付金に頼らずに、事業として自立していくことが可能となる事業であること

### 官民協働

- 民間と協働して行う事業であること
- 民間からの資金を得て行うことがあれば、より望ましい

### 地域間連携

- 関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること

### 政策間連携

- 複数の政策を相互に関連づけて、地方創生に対して効果を発揮する事業であること

### 事業推進主体の形成

- 事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること

### 地方創生人材の確保・育成

- 新たな人材の育成や確保に取り組む好循環が生まれることが望ましい

## KPIの設定について

視点1: 「客観的な成果」を表す指標であること

視点2: 事業との「直接性」のある効果を表す指標であること

視点3: 「妥当な水準」の目標が定められていること

## 事業の実施手順

目標の確認

手段の企画

KPIの選定

目標水準の設定

事業実施

事業評価

事業改善

PDCAの段階ごとの工夫や留意点の解説、事業分野別の具体的取組み事例の紹介など

# これまでの地方創生推進交付金の運用弾力化(まとめ)

## (1) 新規申請事業数

	平成28年度第1回募集	平成28年度第2回募集	平成29～30年度	平成31年度
都道府県	最大5事業	最大7事業 (うち広域連携：1事業)	原則7事業以内 (うち広域連携：2事業)	原則9事業以内 (うち広域連携：3事業)
市区町村	最大3事業 (うち広域連携：1事業)	最大4事業 (うち広域連携：1事業)	原則4事業以内 (うち広域連携：1事業)	原則5事業以内 (うち広域連携：1事業) ※中枢中核都市は、 原則7事業以内 (うち広域連携：2事業)

## (2) 交付上限額

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
都道府県	先 駆 国費2億円 横展開 国費0.5億円	先 駆 国費3億円 横展開 国費0.75億円	先 駆 国費3億円 横展開 国費1億円	先 駆 国費3億円 横展開 国費1億円
市区町村	先 駆 国費1億円 横展開 国費0.25億円	先 駆 国費2億円 横展開 国費0.5億円	先 駆 国費2億円 横展開 国費0.7億円	先 駆 国費2億円 横展開 国費0.7億円 ※中枢中核都市は、 先 駆 国費2.5億円 横展開 国費0.85億円

## (3) ハード事業割合

28年度第1回	28年度第2回	29年度	30年度～
年度ごとの事業費に占めるハード事業の割合が概ね1/2未満	複数年度計画を通じた総事業費に占めるハード事業の割合が概ね1/2未満	複数年度計画を通じた総事業費に占めるハード事業の割合が、原則として、概ね1/2未満	複数年度計画を通じた総事業費に占める施設整備等(ハード)事業の割合が原則として概ね1/2未満。ただし、ソフト事業との連携により高い相乗効果が見込まれる場合は、その割合が1/2以上(8割未満)であっても申請可能。(事業数：都道府県は年間2事業まで、市区町村は年間1事業まで)

## (4) 交付決定時期の早期化

28年度第1回	28年度第2回	29年度第1回	29年度第2回	30年度第1回	30年度第2回
8/30	12/22	継続：4/1 新規・変更：5/31	11/7	4/1	8/31

- 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を見据え、地方創生推進交付金の見直しを行うべき事項等に関し、主要な論点と対応の方向性を整理した。

## 1. 新たな政策課題や新たな視点を踏まえた対応

### (1) 民間との協働

- 「企業版ふるさと納税」等の民間資金確保の促進に向けた検討。
  - ① 審査基準（「官民協働」の項目）への反映
  - ② 地方負担分において民間負担を考慮

### (2) 地方へのひとの流れの強化

- 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に基づく、UIターンによる起業・就業支援等を本格化。
- 関係人口に着目した効果的な事業のモデルケースを提示。
- 拠点強化税制等と連携した事業モデルの創設を検討。

### (3) 未来技術の活用

- 「未来技術」を活用した新たな社会システム（Society5.0）の実現に向けたチャレンジを促進するため、全国的なモデルとなり得るものについて新たな支援の仕組みを検討。

### (4) 「海外から稼ぐ」地方創生

- 農林水産業・観光業・対日直接投資の戦略的連携を図る取組について各省と連携しつつ積極支援。

### (5) 多文化共生

- 地域における外国人材活躍と共生社会実現を図る取組を引き続き支援。

## 2. 効果検証を踏まえた対応

### (1) 適切な効果検証のあり方

- 地域実情に応じた効果的かつ効率的な効果検証の手法を事例集化。

### (2) 効果検証結果の活用

- 適時適切な事業見直しができるよう、変更申請手続きを改善。

## 3. その他運用改善等

### （1）交付金申請手続きの合理化

- 交付金と地域再生計画の申請手続きの合理化。

### （2）他省庁補助金等との戦略的連携

- 戦略的な連携モデルを事例集化。
- 戦略的連携の促進に向けた検討（審査基準（「政策間連携」の項目）への反映）。

### （3）継続的な事業実施に資する審査基準の明確化

- 「自立性」確保について、事業の性格に応じて配慮。
- 地方創生の効果を高める取組について、事業更新時の審査を経て、継続的に支援。

### （4）小規模町村等の未活用団体への対応

- 各地方公共団体における事業立案時に活用するため、先駆的な取組に係る実施計画書をデータベース化した閲覧・検索システムを創設。
- サテライトオフィス等を活用したアウトリーチ強化。

引き続き、地方公共団体の意見等も踏まえたうえで、第2期総合戦略の策定とあわせて、具体的な検討を進め、地方創生関係交付金の必要な見直しを行う。

### 【参考】地方創生に資する効果的なハード整備に関する地方からの意見

- 関係者との合意形成等の事業実施に向けた調整に時間を要することから、複数年度にわたる事業実施を円滑にするとともに、支援内容のあり方を検討すべき。

# 【参考1】「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」の概要

## 1. 「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」の概要

地方創生推進交付金は、これまで、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を支援すべく運用してきたところであるが、地方創生を更に加速させるため、本交付金のあり方について、有識者と国・地方公共団体の実務者が協働して、建設的な議論を進める場として、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」を開催する。

## 2. 構成

有識者	◎辻 琢也 田口 太郎	一橋大学大学院法学研究科教授 徳島大学総合科学部准教授
地方公共団体の実務者 (全国知事会・全国市長会・全国町村会から推薦のあった者)	柿沢 昌宏 田上 賢児 我山 博章 北村 幸彦 海老澤 督 眞木 伸浩	富山県理事・総合政策局次長・企画調整室長 徳島県政策創造部地方創生局地方創生推進課長 三重県名張市総務部長 北海道網走市企画総務部企画調整課長 茨城県大洗町まちづくり推進課副参事 京都府井手町地域創生推進室理事・室長
国の実務者	辻 庄市 中原 淳 島田 勝則 高山 泰	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長 併任 内閣府地方創生推進事務局審議官 内閣府地方創生推進事務局審議官 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官 併任 内閣府地方創生推進事務局参事官 内閣府地方創生推進事務局参事官

## 3. スケジュール

◎…座長

平成30年11月13日	第1回検討会	平成31年1月23日	第3回検討会
12月7日	第2回検討会	3月28日	第4回検討会
12月21日	中間取りまとめ	4月23日	第5回検討会
		令和元年5月21日	第6回検討会
		5月23日	最終取りまとめ



- 検討会における議論やこれまでの地方団体からの要望をもとに、**速やかに実施すべき対応策**に関し、**主要な論点及びその対応の方向性を以下のとおり整理した。**

### 1. 中枢中核都市向けの交付上限額の新設

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
都道府県	先 駆 国費 2 億円 横展開 国費 0.5 億円	先 駆 国費 3 億円 横展開 国費 0.75 億円	先 駆 国費 3 億円 横展開 国費 1 億円	先 駆 国費 3 億円 横展開 国費 1 億円
市区町村	先 駆 国費 1 億円 横展開 国費 0.25 億円	先 駆 国費 2 億円 横展開 国費 0.5 億円	先 駆 国費 2 億円 横展開 国費 0.7 億円	先 駆 国費 2 億円 横展開 国費 0.7 億円 <b>※中枢中核都市は、 先 駆 国費 2.5 億円 横展開 国費 0.85 億円</b>

### 2. 新規事業の申請上限数の見直し

	平成28年度第 1 回募集	平成28年度第 2 回募集	平成29～30年度	平成31年度
都道府県	最大 5 事業	最大 7 事業 (うち広域連携：1 事業)	原則 7 事業以内 (うち広域連携：2 事業)	<b>原則 9 事業以内 (うち広域連携：3 事業)</b>
市区町村	最大 3 事業 (うち広域連携：1 事業)	最大 4 事業 (うち広域連携：1 事業)	原則 4 事業以内 (うち広域連携：1 事業)	<b>原則 5 事業以内 (うち広域連携：1 事業) ※中枢中核都市は、 原則 7 事業以内 (うち広域連携：2 事業)</b>

### 3. 交付対象経費

- ・「わくわく地方生活実現政策パッケージ」によるUIJターン支援等の要件と交付対象経費の明確化

### 4. 地方創生事業の効果促進・質的向上

- ・企業版ふるさと納税との併用・インセンティブ付与
- ・不採択理由の明示、申請書の作成支援の充実

最終取りまとめに向け、検討会では、引き続き、次期「まち・ひと・しごと総合戦略」策定と合わせた将来的課題への対応等について検討していく。

# 地方創生推進交付金の活用状況

■ 地方創生推進交付金(非公共)は、都道府県においては全47団体が、市区町村においては1,741団体のうち1,498団体(86.0%)が活用し、2,009億円分の事業が採択されている。

(全市区町村が活用している都道府県は、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、京都府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県(23府県))

※平成28年度から令和元年度(第1回採択分)までの実績

都道府県	市区町村数		
	活用数	総数	割合
北海道	133	179	74.3%
青森県	39	40	97.5%
岩手県	33	33	100.0%
宮城県	35	35	100.0%
秋田県	25	25	100.0%
山形県	35	35	100.0%
福島県	52	59	88.1%
茨城県	42	44	95.5%
栃木県	25	25	100.0%
群馬県	35	35	100.0%
埼玉県	38	63	60.3%
千葉県	41	54	75.9%
東京都	26	62	41.9%
神奈川県	25	33	75.8%
新潟県	27	30	90.0%
富山県	15	15	100.0%
石川県	19	19	100.0%
福井県	16	17	94.1%
山梨県	25	27	92.6%
長野県	71	77	92.2%
岐阜県	42	42	100.0%
静岡県	35	35	100.0%
愛知県	52	54	96.3%
三重県	19	29	65.5%

都道府県	市区町村数		
	活用数	総数	割合
滋賀県	17	19	89.5%
京都府	26	26	100.0%
大阪府	32	43	74.4%
兵庫県	39	41	95.1%
奈良県	38	39	97.4%
和歌山県	30	30	100.0%
鳥取県	19	19	100.0%
島根県	19	19	100.0%
岡山県	27	27	100.0%
広島県	15	23	65.2%
山口県	19	19	100.0%
徳島県	24	24	100.0%
香川県	16	17	94.1%
愛媛県	20	20	100.0%
高知県	34	34	100.0%
福岡県	50	60	83.3%
佐賀県	13	20	65.0%
長崎県	21	21	100.0%
熊本県	45	45	100.0%
大分県	18	18	100.0%
宮崎県	26	26	100.0%
鹿児島県	36	43	83.7%
沖縄県	9	41	22.0%
合計	1,498	1,741	86.0%

# 地方創生推進交付金（先駆・横展開タイプ）の活用状況（1／4）

● 都道府県においては、全47団体が活用している。

● 市区町村においては、1,741団体のうち1,327団体（76.2%）が活用し、414団体（23.7%）が未活用。

（全市区町村が活用している都道府県は、栃木県、富山県、京都府、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県（10府県））

※平成28年度から令和元年度（第1回採択）までの実績

都道府県	市区町村数			未活用市区町村名（下線は移住・起業・就業タイプは活用）
	活用数	総数	割合	
北海道	124	179	69.3%	夕張市、根室市、滝川市、歌志内市、登別市、伊達市、新篠津村、松前町、木古内町、七飯町、鹿部町、 <u>森町</u> 、島牧村、寿都町、蘭越町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、古平町、赤井川村、奈井江町、上砂川町、月形町、新十津川町、雨竜町、 <u>上富良野町</u> 、 <u>中富良野町</u> 、 <u>中川町</u> 、 <u>猿払村</u> 、浜頓別町、豊富町、礼文町、利尻町、幌延町、美幌町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、湧別町、 <u>滝上町</u> 、壮瞥町、洞爺湖町、新冠町、 <u>浦河町</u> 、様似町、えりも町、 <u>新ひだか町</u> 、 <u>新得町</u> 、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
青森県	20	40	50.0%	<u>黒石市</u> 、 <u>五所川原市</u> 、 <u>十和田市</u> 、 <u>つがる市</u> 、 <u>平川市</u> 、蓬田村、 <u>外ヶ浜町</u> 、 <u>深浦町</u> 、 <u>西目屋村</u> 、 <u>板柳町</u> 、 <u>鶴田町</u> 、 <u>七戸町</u> 、 <u>六戸町</u> 、 <u>東北町</u> 、 <u>六ヶ所村</u> 、 <u>おいらせ町</u> 、 <u>五戸町</u> 、 <u>南部町</u> 、 <u>階上町</u> 、 <u>新郷村</u>
岩手県	24	33	72.7%	<u>北上市</u> 、 <u>八幡平市</u> 、 <u>金ヶ崎町</u> 、 <u>住田町</u> 、 <u>岩泉町</u> 、 <u>普代村</u> 、 <u>軽米町</u> 、 <u>野田村</u> 、 <u>九戸村</u>
宮城県	23	35	65.7%	<u>岩沼市</u> 、 <u>栗原市</u> 、 <u>大河原町</u> 、 <u>山元町</u> 、 <u>松島町</u> 、 <u>七ヶ浜町</u> 、 <u>大和町</u> 、 <u>大郷町</u> 、 <u>大衡村</u> 、 <u>涌谷町</u> 、 <u>美里町</u> 、 <u>南三陸町</u>
秋田県	21	25	84.0%	<u>潟上市</u> 、 <u>八郎潟町</u> 、 <u>井川町</u> 、 <u>東成瀬村</u>
山形県	31	35	88.6%	<u>真室川町</u> 、 <u>大蔵村</u> 、 <u>戸沢村</u> 、 <u>川西町</u>
福島県	40	59	67.8%	<u>相馬市</u> 、 <u>川俣町</u> 、 <u>大玉村</u> 、 <u>檜枝岐村</u> 、 <u>猪苗代町</u> 、 <u>昭和村</u> 、 <u>中島村</u> 、 <u>矢祭町</u> 、 <u>平田村</u> 、 <u>三春町</u> 、 <u>小野町</u> 、 <u>広野町</u> 、 <u>楢葉町</u> 、 <u>大熊町</u> 、 <u>双葉町</u> 、 <u>浪江町</u> 、 <u>葛尾村</u> 、 <u>新地町</u> 、 <u>飯舘村</u>
茨城県	42	44	95.5%	古河市、五霞町

# 地方創生推進交付金（先駆・横展開タイプ）の活用状況（2／4）

都道府県	市区町村数			未活用市区町村名（下線は移住・起業・就業タイプは活用）
	活用数	総数	割合	
栃木県	25	25	100.0%	（なし）
群馬県	26	35	74.3%	<u>館林市</u> 、 <u>甘楽町</u> 、 <u>中之条町</u> 、 <u>草津町</u> 、 <u>東吾妻町</u> 、 <u>川場村</u> 、 <u>板倉町</u> 、 <u>千代田町</u> 、 <u>邑楽町</u>
埼玉県	33	63	52.4%	加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、越谷市、蕨市、入間市、志木市、和光市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、坂戸市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、三芳町、越生町、滑川町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、神川町、上里町、寄居町、杉戸町、松伏町
千葉県	40	54	74.1%	市川市、成田市、佐倉市、習志野市、流山市、八千代市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市、神崎町、東庄町、九十九里町、長柄町
東京都	26	62	41.9%	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、葛飾区、江戸川区、八王子市、昭島市、町田市、国立市、福生市、多摩市、羽村市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	25	33	75.8%	厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、大磯町、山北町、清川村
新潟県	24	30	80.0%	<u>田上町</u> 、 <u>阿賀町</u> 、 <u>湯沢町</u> 、 <u>刈羽村</u> 、 <u>関川村</u> 、 <u>粟島浦村</u>
富山県	15	15	100.0%	（なし）
石川県	18	19	94.7%	<u>津幡町</u>
福井県	15	17	88.2%	池田町、 <u>南越前町</u>
山梨県	14	27	51.9%	<u>韮崎市</u> 、 <u>甲斐市</u> 、 <u>笛吹市</u> 、 <u>上野原市</u> 、 <u>甲州市</u> 、 <u>中央市</u> 、 <u>市川三郷町</u> 、 <u>早川町</u> 、 <u>富士川町</u> 、 <u>昭和町</u> 、 <u>忍野村</u> 、 <u>鳴沢村</u> 、 <u>富士河口湖町</u>
長野県	62	77	80.5%	北相木村、軽井沢町、御代田町、 <u>阿南町</u> 、 <u>平谷村</u> 、 <u>下條村</u> 、 <u>売木村</u> 、 <u>天龍村</u> 、 <u>泰阜村</u> 、 <u>大鹿村</u> 、 <u>上松町</u> 、 <u>木祖村</u> 、 <u>大桑村</u> 、 <u>麻績村</u> 、 <u>小川村</u>

# 地方創生推進交付金（先駆・横展開タイプ）の活用状況（3／4）

都道府県	市区町村数			未活用市区町村名（下線は移住・起業・就業タイプは活用）
	活用数	総数	割合	
岐阜県	35	42	83.3%	<u>岐南町</u> 、 <u>北方町</u> 、 <u>坂祝町</u> 、 <u>富加町</u> 、 <u>川辺町</u> 、 <u>七宗町</u> 、 <u>八百津町</u>
静岡県	24	35	68.6%	<u>三島市</u> 、 <u>伊東市</u> 、 <u>下田市</u> 、 <u>湖西市</u> 、 <u>伊豆の国市</u> 、 <u>東伊豆町</u> 、 <u>河津町</u> 、 <u>松崎町</u> 、 <u>清水町</u> 、 <u>長泉町</u> 、 <u>森町</u>
愛知県	39	54	72.2%	<u>江南市</u> 、 <u>岩倉市</u> 、 <u>日進市</u> 、 <u>清須市</u> 、 <u>北名古屋</u> 、 <u>弥富市</u> 、 <u>あま市</u> 、 <u>長久手市</u> 、 <u>東郷町</u> 、 <u>大口町</u> 、 <u>扶桑町</u> 、 <u>大治町</u> 、 <u>飛島村</u> 、 <u>設楽町</u> 、 <u>東栄町</u>
三重県	19	29	65.5%	<u>四日市市</u> 、 <u>伊勢市</u> 、 <u>松阪市</u> 、 <u>志摩市</u> 、 <u>東員町</u> 、 <u>朝日町</u> 、 <u>川越町</u> 、 <u>多気町</u> 、 <u>大台町</u> 、 <u>度会町</u>
滋賀県	17	19	89.5%	<u>栗東市</u> 、 <u>野洲市</u>
京都府	26	26	100.0%	（なし）
大阪府	32	43	74.4%	<u>吹田市</u> 、 <u>守口市</u> 、 <u>枚方市</u> 、 <u>寝屋川市</u> 、 <u>箕面市</u> 、 <u>摂津市</u> 、 <u>四條畷市</u> 、 <u>大阪狭山市</u> 、 <u>島本町</u> 、 <u>太子町</u> 、 <u>千早赤阪村</u>
兵庫県	30	41	73.2%	<u>西宮市</u> 、 <u>伊丹市</u> 、 <u>相生市</u> 、 <u>小野市</u> 、 <u>加東市</u> 、 <u>猪名川町</u> 、 <u>稲美町</u> 、 <u>播磨町</u> 、 <u>市川町</u> 、 <u>太子町</u> 、 <u>上郡町</u>
奈良県	37	39	94.9%	<u>橿原市</u> 、 <u>下市町</u>
和歌山県	20	30	66.7%	<u>岩出市</u> 、 <u>九度山町</u> 、 <u>高野町</u> 、 <u>広川町</u> 、 <u>印南町</u> 、 <u>日高川町</u> 、 <u>那智勝浦町</u> 、 <u>太地町</u> 、 <u>古座川町</u> 、 <u>北山村</u>
鳥取県	19	19	100.0%	（なし）
島根県	18	19	94.7%	<u>西ノ島町</u>
岡山県	25	27	92.6%	<u>井原市</u> 、 <u>早島町</u>
広島県	15	23	65.2%	<u>大竹市</u> 、 <u>廿日市市</u> 、 <u>安芸高田市</u> 、 <u>府中町</u> 、 <u>海田町</u> 、 <u>熊野町</u> 、 <u>坂町</u> 、 <u>神石高原町</u>

# 地方創生推進交付金（先駆・横展開タイプ）の活用状況（4／4）

都道府県	市区町村数			未活用市区町村名（下線は移住・起業・就業タイプは活用）
	活用数	総数	割合	
山口県	16	19	84.2%	<u>柳井市</u> 、 <u>和木町</u> 、 <u>上関町</u>
徳島県	24	24	100.0%	（なし）
香川県	13	17	76.5%	<u>土庄町</u> 、 <u>直島町</u> 、 <u>綾川町</u> 、 <u>多度津町</u>
愛媛県	20	20	100.0%	（なし）
高知県	34	34	100.0%	（なし）
福岡県	50	60	83.3%	春日市、古賀市、朝倉市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町
佐賀県	13	20	65.0%	鹿島市、神埼市、吉野ヶ里町、大町町、江北町、白石町、太良町
長崎県	21	21	100.0%	（なし）
熊本県	45	45	100.0%	（なし）
大分県	18	18	100.0%	（なし）
宮崎県	24	26	92.3%	<u>西米良村</u> 、 <u>都農町</u>
鹿児島県	36	43	83.7%	阿久根市、姶良市、三島村、湧水町、中種子町、南種子町、喜界町
沖縄県	9	41	22.0%	宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、南城市、大宜味村、東村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町
合計	1,327	1,741	76.2%	上記の他、関西広域連合、南信州広域連合に交付実績がある。



## 2. 地方創生拠点整備交付金について

---

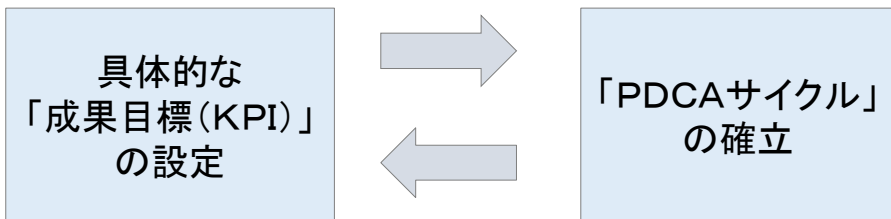
# 地方創生拠点整備交付金（内閣府地方創生推進事務局）

30年度2次補正予算額 600億円（事業費ベース 1,200億円）

## 事業概要・目的

○地域経済の活性化という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援する。これにより、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させ、地方の定住・交流人口の拡大にも寄与する。

- ① 地域の所得や消費の拡大を促すとともに「まち」の活性化につながる先導的な施設整備等を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



## 事業イメージ

### 【主な対象施設のイメージ】

- 地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- 地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- 地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- 地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

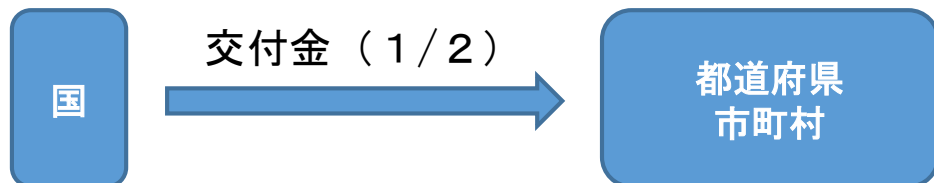
### 【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

### 【執行柔軟化】

○法令に基づく一定の要件を満たす事業については、交付決定後、地方公共団体において基金を造成することで、平成32年度においても事業を実施することを可能とする。

## 資金の流れ



## 期待される効果

○地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる施設の整備等を通して、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させることで、地方の定住・交流人口の拡大にも寄与し、地方創生の充実・強化につなげる。

## 平成29年度補正予算の編成に向けた緊急要請（抜粋） （全国知事会、平成29年11月7日）

「生産性革命」・「人づくり革命」の実現に向けた財源確保

- 1 国においては、地方における若者等の人材不足の深刻さに鑑み、今後、地方創生を進めていく観点から、「生産性革命」と「人づくり革命」の実現に資する施設整備等の取組みを各地域の実情に応じて、地方が自主的・主体的に、かつ機動的・弾力的に行うことができるよう、**交付金や基金の創設**など十分な予算措置を講ずること。

## 地方創生第2ラウンドへの提言 速やかに実行すべき地方創生推進施策 （全国知事会、平成30年7月）

### 7. 地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生推進交付金等の自由度向上

（地方創生拠点整備交付金の運用改善）

- ・ 対象分野を限定せず、地方創生に資するもの全般を対象とするとともに、既存施設への新規設備の導入等も交付対象とすることや**基金事業**の対象範囲の拡大などの見直しをした上での今年度の予算措置

平成29年度補正予算において措置された、「生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金」において、第2回募集では、法令等に基づき一定の要件を満たす事業について、地方公共団体で基金を造成することを可能とすることで対応。平成30年度補正予算の「地方創生拠点整備交付金」においても、地方からの要望に対して、引き続き基金を造成することを可能とした。

# 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和30年政令第255号。平成26年10月22日改正)

## 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (抜粋)

(事業完了後においても従うべき条件)

### 第四条 (略)

- 2 補助金等が基金造成費補助金等 (補助事業者等が基金事業等 (複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの)をいう。以下この項において同じ。) の財源として設置する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する補助金等をいう。第三号及び第四号において同じ。) に該当する場合には、前項の補助事業等の完了後においても従うべき事項は、次に掲げる事項とする。(略)

## 基金造成費補助金等の活用に関する指針について (抜粋) (財務大臣通知)

### 1. 基金造成費補助金等の活用に当たっての考え方

基金事業等については、(略) 次の2つの性質をいずれも満たすものが該当する。

- ① 複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他特段の事情があること
- ② あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められること

具体の事務又は事業がこれに該当するか否かについては、個々に判断することになるが、

- ① 不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ② 資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- ③ **当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの**

については、これに該当するものと考えられる。

## 改正政令等との関係

地方創生拠点整備交付金の申請要件である、「官民協働」「政策間連携」「地域間連携」の観点から、施設整備計画において、

- ① 複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他特段の事情があること
- ② あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められること

を前提として、「当該事業が他の事業の進捗に依存すること」の明記を求める。

○：事業実施に民間資金も活用しており、その民間の事業が交付金対象事業の実施にかかわらず行われる一方、交付金対象事業が民間事業の進捗に依存され、作業工程が左右される事業が該当する。

×：単に、用地取得や指定管理者の選定など、交付金対象事業そのものを行うために必要不可欠な準備行為は該当しない。

## その他厳格な管理との関係

- ✓ 客観性を担保するため、事業費4億円未満の事業についても、有識者審査の対象とする。
- ✓ 地域経済の活性化という喫緊の課題に対応するためのものであり、2020年度中に事業が完了することを要件とする。
- ✓ 地方自治法第241条第1項の規定に基づき、基金の設置に当たっては、条例を制定し、既存基金の別勘定又は新規基金の造成を行うことで、厳格な区分経理を行う。
- ✓ 2020年度における事業実施（基金を取り崩して行う事業実施）の際も、施設整備計画の提出を求め、事業の進捗状況によっては、交付取消等の措置を講ずることとする。

## 1. 趣旨

地方創生に向けた先導的な事業における効果的な事業評価及び課題分析の手法をとりまとめ、地方創生関連交付金の活用事例の横展開、地方公共団体における新規事業の設計・立案、有益な効果検証につなげていくことを目的として、平成29年度より地方創生関係交付金にかかる効果検証事業を実施している。

## 2. 効果検証の手法

### 1) 有識者による検討委員会の設置

地方創生に関する外部有識者からなる検討委員会を設置・開催し、その監修のもとで実施している

◇検討委員(敬称略・50音順)

赤井	伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
阿部	正浩	中央大学経済学部教授(平成30年度～)
石堂	正信	公益財団法人交通協力会常務理事
坂井	文	東京都市大学都市生活学部教授
関司	直也	法政大学現代福祉学部教授
福井	隆	東京農工大学大学院客員教授
(座長)松原	宏	東京大学大学院総合文化研究科教授
見並	陽一	株式会社びゅうトラベルサービス顧問

### 2) 地方公共団体の事業実施報告による調査分析

各地方公共団体あてに調査票による悉皆調査を実施し結果を分析

- ①KPIの実績に関する分析
- ②交付金全体の効果分析

### 3) 好事例等に関する事例研究

2)の調査結果を元に一部団体に詳細な調査を実施

- ①詳細調査
- ②フィールド調査



### 3. 効果検証の対象

#### 1) 平成29年度の効果検証

- ① 地方創生加速化交付金(3,602事業)
- ② 地方創生推進交付金(平成28年度新規事業)(1,584事業)

#### 2) 平成30年度の効果検証

- ① 地方創生推進交付金(平成29年度継続・新規事業)(2,823事業)
- ② 地方創生拠点整備交付金(1,133事業)

### 4. 平成29年度の効果検証結果

#### 1) 事業実施報告に基づく事業の全体像についての分析結果

・地方創生加速化交付金の分析結果

KPIを(1つ以上)達成した事業の割合は78%。

事業費(約897億円)に対する経済波及効果は約1.7倍(直接効果約872億円、間接1次波及効果約607億円)。

・地方創生推進交付金の分析結果

KPIを(1つ以上)達成した事業の割合は84%。

事業費(約419億円)に対する経済波及効果は約1.6倍(直接効果約405億円、間接1次波及効果約280億円)。

#### 2) 事業成果

・本事業結果を「地方創生関係交付金の活用事例集」及び「地方創生事業実施のためのガイドライン」としてとりまとめ、公表(2018年4月27日)。

### 5. 平成30年度の効果検証結果

#### 1) 事業実施報告に基づく事業の全体像についての分析結果

・地方創生推進交付金の分析結果

KPIを(1つ以上)達成した事業の割合は81%。

事業費(約928億円)に対する経済波及効果は約1.6倍(直接効果約892億円、間接1次波及効果約631億円)。

・地方創生拠点整備交付金の分析結果

KPIを(1つ以上)達成した事業の割合は52%。

事業費(約1,300億円)に対する経済波及効果は約1.9倍(直接効果約1,290億円、間接1次波及効果約1,160億円)。

#### 2) 事業成果

・事業実施報告における自らの回答と全団体の回答とを比較分析した「事業実施報告分析レポート」を作成し、各団体に送付

・本事業結果を踏まえ「地方創生関係交付金の活用事例集」及び「地方創生事業実施のためのガイドライン」を改訂の上、公表(2019年4月15日)。

## 地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金【非公共】

2019年4月24日 募集開始

事前相談期間（～5月24日）  
※事前相談は募集開始前も受付可能

2019年6月10～12日 申請受付

審査期間

2019年8月上旬 採択事業の公表

2018年8月下旬 交付決定

(注1) 地方公共団体の9月議会における補正予算案審議に間に合うように交付決定。

(注2) 2019年度第1回募集については、2019年4月1日に交付決定済。

# 參考資料

---

## 令和元年度地方創生推進交付金(第1回)の交付対象事例(1)

事業名	美作市の魅力発信プロジェクト	採択額	3,017千円
地方公共団体名	岡山県美作市(みまさかし)		
事業概要	<p>市と活発な交流が行われているベトナムをメインターゲットに、インバウンド観光客の増加や市特産品の販路開拓による地域の活性化を目指すとともに、ベトナム人材をまちづくりコーディネーターとして活用し、定住外国人の増加及び相談窓口を設置による市内在住者のケア、企業・市民の外国人材受け入れに対する機運醸成等に取り組むことで、定住人口の増加による地域活力の復活や人手不足解消による地元企業の活性化につなげる。</p>		

事業名	そらへ羽ばたけ！宇宙・航空機産業創出・振興プロジェクト	採択額	62,510千円
地方公共団体名	山口県		
事業概要	<p>政府機関移転によりJAXAの研究機関が設置され、JAXA、山口大学及び山口県の3者による衛星データの応用研究や利用促進に向けた連携協力体制をベースとしながら、宇宙利用産業創出拠点を中心とした技術アドバイザーによるソリューション開発支援や、山口県航空宇宙クラスターの情報発信・体制強化に向けた取組を推進する。</p> <p>こうした取り組みにより、地域経済の活性化や若者に対して魅力ある新たな雇用の場を創出するとともに、次世代成長分野である宇宙利用産業と航空機・宇宙機器産業の育成・集積を加速させる。</p>		

## 令和元年度地方創生推進交付金(第1回)の交付対象事例(2)

事業名	農＋観＋福で紡ぐ“稼ぐ力”向上プロジェクト	採択額	32,280千円
地方公共団体名	北海道小清水町(こしみずちょう)		
事業概要	<p>小清水町では、基幹産業である農業の担い手不足対策を進めてきたところであるが、降雪等の影響により、実質的な農作業期間が年間で半年強程度しか確保できないことから、新規就農者が安定的な収入を得ることが困難な状況にある。</p> <p>そこで、温泉熱を利用したハウス整備、観光農園での農業体験ツアーを通じ、農繁期及び農閑期を通じた「しごと」づくりを図る。あわせて「農福連携」の観点から、障がい者の就労支援のための支援事業所を設置し、受入農家の掘り起こし、就労訓練、マッチング等を実施するなど、農業・観光・福祉の3分野をリンクさせた施策を展開する。</p>		

事業名	町家・古民家等の歴史的資源を活用した観光産業の確立推進事業	採択額	47,535千円
地方公共団体名	愛媛県大洲市(おおずし)		
事業概要	<p>歴史情緒あふれる街並みを有する大洲城下町は、近年それを構成する町家・古民家の老朽化・更地化により魅力を失いつつある。この歴史的建造物ともいえる町家・古民家を、ホテルやレストランへ、地域経済牽引事業者(地域未来投資促進法のスキームを活用)の投資により再生することにより、日本人の本質に迫る本物志向の旅コンテンツを造成し、外国人宿泊者の需要及び消費を獲得し、持続的な経済循環の構築を目指すとともに、キャッスルステイなどの他地域との差別化を図った観光産業の確立を目指す。</p>		

## 令和元年度地方創生推進交付金(第1回)の交付対象事例(3)

事業名	多文化・他世代共生のまちづくり“東川版生涯活躍のまち”	採択額	199,860千円
地方公共団体名	北海道東川町(ひがしかわちょう)		
事業概要	<p>全国初の町立日本語学校を設置するなど、留学生をはじめとする外国人の受け入れに積極的に取り組んでいるが、外国人に地元で定着し活躍してもらうための支援、地域との交流促進等の受け入れ体制が十分とは言えない。</p> <p>そこで、空いた時間でやりたい仕事を選んで行う「しごとコンビニ」事業、地域交流及び受入環境整備のための空き家活用事業、地域の社会福祉協議会等と連携した福祉分野への外国人材活用事業、移住・関係人口増加のための魅力発信事業等を通じ、外国人を含めた転入・定住を促進し、多文化・多世代共生のまちづくりを推進する。</p>		

事業名	福山城築城400年を核とした地域活性化プロジェクト	採択額	18,008千円
地方公共団体名	広島県福山市(ふくやまし)		
事業概要	<p>官民が協働して、福山城の周辺整備や福山城にかかる講演会や企画展、交流イベントの実施等により福山城周辺の文化ゾーンや商店街の回遊性を高め、新たな賑わいを創り出す。また、市の観光資源である縫製技術等の魅力に市民が親しむ機会を創出し、市民が福山に誇りと愛着を持って暮らせるまちづくりを進める。</p> <p style="text-align: right;">※ 企業版ふるさと納税との併用を予定している事業</p>		

## 平成30年度補正予算 地方創生拠点整備交付金の交付対象事例(1)

事業名	閉園幼稚園を活用した「地域の方の働く場」及び「地域活性化の場」の整備	採択額	58,363千円
地方公共団体名	兵庫県神戸市(こうべし)		
事業概要	<p>子育て中の方など短時間勤務の希望者等を対象とした新たな雇用を創出する「地域の方の働く場」(パソコン入力作業などのワーキングスペース)と、子育て世代・若者・高齢者など様々な世代が集うことができる「地域活性化の場」(コミュニティカフェなど)を併せて整備する。</p> <p>これらの機能を有する施設を整備することによって、多世代が交流し、コミュニケーションを図る機会を創出し、地域の活力の維持向上及び共生・持続可能なまちづくりにつなげる。</p>		
事業名	農業者所得向上のための加工販売拠点整備計画	採択額	591,591千円
地方公共団体名	北海道上士幌町(かみしほろちょう)		
事業概要	<p>上士幌町の主要産業である農業は年々農家戸数が減少しており、生産品の付加価値を高めて農業者の所得の向上を図り、担い手を確保することが喫緊の課題となっている。</p> <p>農畜産物直売所及び加工品販売拠点となる「農畜産物販売促進施設」を中心とした複合施設を道の駅として新たに整備し、商品のPRや販売を促進することで、モノの価値や収益性を向上させ、町内経済の発展と農業者、事業者等の所得の向上と地域の活性化を目指す。</p>		



## 平成30年度補正予算 地方創生拠点整備交付金の交付対象事例(2)

事業名	次世代に平和をつなぐ拠点整備事業	採択額	207,474千円
地方公共団体名	熊本県錦町(にしきまち)		
事業概要	<p>太平洋戦争中に建築された人吉海軍空港基地の現存する施設を、「山の中の海軍の町にしきひみつ基地ミュージアム」として整備している。</p> <p>現状では大人数での修学旅行や団体客の受け入れが出来ないため、新たに大人数を収容可能な学習スペースや戦争体験談動画等を上映するスペース等を有する施設を整備し、平和教育と戦争遺構観光の融合を深化させ、修学旅行客・団体客向けのツアーを実施することで、観光消費額の増加に寄与する。</p>		

事業名	地域資源カーリングを活用した知名度向上と交流人口拡大のための拠点整備プロジェクト	採択額	595,764千円
地方公共団体名	北海道北見市(きたみし)		
事業概要	<p>北見工業大学の最先端スポーツ科学研究を実用化した、世界初となる最先端スポーツ科学に基づく通年型のカーリングホールを整備する。</p> <p>国内外からの長期滞在型の合宿誘致等により、冬季間の交流人口の増加を通じ、宿泊業、飲食サービス業等の収益拡大、雇用創出等を図る。また、本施設は日本カーリング史上初となる五輪銅メダルを獲得した女子カーリングチーム・LS北見(現・ロコ・ソラーレ)の新たなトレーニング拠点となる予定であることから、カーリングをはじめとするスポーツ人口の拡大、地域の賑わい創出を図る。</p>		

## 平成30年度補正予算 地方創生拠点整備交付金の交付対象事例(3)

事業名	秘境の未来を変えるイノベーション拠点施設整備計画	採択額	357,419千円
地方公共団体名	宮崎県椎葉村(しいばそん)		
事業概要	<p>村の中心部に地域資源を活かした商品開発やIoT人材育成を行うためのファブラボ(fabrication laboratory)、テレワーク及びWEB会議のスペースや住民の交流ラウンジなど、多様な複合機能を有する施設を整備する。</p> <p>さらに、村外からの利用者向けに宿泊機能も備えており、企業の研修施設や学生の合宿施設としての活用も可能であり、交流人口の拡大や地域の賑わい創出に寄与する。</p>		

事業名	廃校を利用した地域活動拠点の整備計画	採択額	49,846千円
地方公共団体名	北海道蘭越町(らんこしちょう)		
事業概要	<p>地域住民にとってなじみ深く、地域の拠点として住民が足を運びやすく、交流しやすい旧小学校をリニューアルし、地域活動の拠点とする。</p> <p>町内会組織が主体となり、地域住民の集会やイベント、高齢者の憩いの場としての活用のほか、児童・生徒を対象とした「農業伝承塾」や若手や新規の就農者を対象とした「米作り教室」の開催など、多世代が集い、学ぶ場所として活用する。</p>		